

令和4年度 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び 認知症対応型通所介護設置運営事業者募集要領

1 募集の趣旨

広島市では、高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービスを計画的に整備しています。

この募集は、新たに小規模多機能型居宅介護（サテライト型を含む）、看護小規模多機能型居宅介護（サテライト型を含む）及び認知症対応型通所介護（以下「小規模多機能型居宅介護等」という。）を設置運営する事業者（以下「設置運営事業者」という。）を決定するために行うものです。

2 募集内容等

区 分	内 容
募集するサービス種類	① 小規模多機能型居宅介護（サテライト型を含む） ② 看護小規模多機能型居宅介護（サテライト型を含む） ③ 認知症対応型通所介護
募 集 対 象 地 域	市内全域
補 助 金 の 交 付	広島県の「地域医療介護総合確保事業」及び本市の予算の範囲内で、補助金交付の対象となる場合があります（詳細は「地域密着型サービス事業所整備費等補助金について（添付書類5）」のとおり）。 ○お問い合わせ先 介護保険課管理係（TEL082-504-2173）

3 質疑応答

募集要領に関する質問は、10月14日（金）午後5時までに、「募集要領に関する質問書（添付書類1）」により電子メール（kaigo@city.hiroshima.lg.jp）又は FAX（082-504-2136）で介護保険課事業者指定係に送付してください。電子メールで送付される場合は、件名の最初に「事業者募集」と入力してください。来課又は電話での質問は、原則として受け付けません。

質問に対する回答については、随時、本市ホームページに掲載します。また、「想定される主なQ&A（添付書類2）」を示していますので、参考にしてください。

※ 募集に当たって、事業者説明会は開催しません。

4 応募方法

(1) 応募受付

受付期間 令和4年11月7日（月）から11月11日（金）まで

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※ 提出書類は持参でのみ受け付けます。事前に提出日時を電話で予約してください。

※ 最終日の受付時間終了後は事業計画書を受理しません。提出期限及び受付時間は厳守してください。

受付場所 広島市役所本庁舎2階 介護保険課事業者指定係

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 連絡先 Tel082-504-2721

提出部数 1部

※ 選定委員会資料とするため、次の書類は別途9部提出してください。

「2 小規模多機能型居宅介護等事業計画書（写）」、「3 応募者の概要【様式1】」、「4 事業所運営計画【様式2】」、「5 事業所整備計画【様式3】」、「6 立面図」、「7 配置図」、「8 各階平面図」、「9 断面図」、「23 開設予定地の写真」、「24 位置図」

(2) 提出書類

「提出書類作成上の注意事項（添付書類3）」を確認の上、「提出書類一覧表（添付書類4）」を参考にして作成してください。

事業計画書は原則 A4 判（縦位置・横書き）に統一し、「提出書類一覧表（添付書類4）」とともに A4 判パイプファイルに綴り、書類番号のインデックスをつけてください。

提出時には、添付資料の不足、所定様式への記載もれ等の形式審査のみ行います。受付期間終了後は事業計画書の差し替えを一切認めませんので、記載誤り等不備がないよう十分確認の上、提出してください。

また、事業計画書の内容に関する事前相談は原則行いません。

(3) 追加書類の提出について

必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

(4) 応募状況の公表

受付終了後、応募状況（事業者数のみ）を、本市ホームページに掲載します。

5 設置運営事業者の決定等

(1) 適否判定

別紙2の「小規模多機能型居宅介護等設置運営事業者評価（指導）基準（以下「評価（指導）基準」という。）」のうち「1 適否判定基準」を満たしておらず、適否判定で「否」と判断された応募者は、評価対象外とし、採点は行いません。

(2) 評価及び決定

応募者から提出された事業計画書を、別紙２「評価(指導)基準」の「２ 評価基準」及び「３ 評価の視点」に基づき評価します。

評価得点が１５５点満点中６割以上であり、かつ、大区分「事業所運営」に係る配点１００点中６割以上である場合、各サービスに係る設置運営事業者として決定します。

なお、評価得点が上記に満たない場合は、応募者は、本市の指導を経て、評価結果が上記の点数以上となるよう事業計画書の見直しを行い、再度、事業計画書を本市に提出することができます。

設置運営事業者の決定については、介護保険法第 78 条の 2 第 7 項及び第 115 条の 12 第 5 項の規定に基づき、広島市地域密着型サービス運営懇談会の意見を聴取します。

(3) 評価結果の通知及び公表

応募者全員に対し、令和５年３月上旬ごろに評価結果を通知します。

また、決定された応募者については、応募者名、決定に係る評価状況及び評価結果を、本市ホームページに掲載します。

(4) 注意事項

設置運営事業者に決定された事業者は、原則として辞退できません。ただし、法人の解散など、本市がやむを得ないものと認めた場合は、この限りではありません。なお、設置運営事業者として決定される前の辞退は可能です。

6 事業者指定

設置運営事業者決定通知書の交付を受けた設置運営事業者は、事業所整備を行うとともに、人員の確保等を行い、評価された事業計画を満たした段階で、本市に対して指定申請を行うことができます。令和６年度末（令和７年４月１日指定を含む）までに事業が開始できるよう指定申請を行う必要があります。

本市は、指定申請の内容について審査し、適切と判断した場合には、介護保険法に規定する所定の手続きを経た後、指定事業者として指定します。

7 応募に係る注意事項

(1) 応募について

ア 事業計画書提出後に、本市職員が開設予定地の現地調査を行いますので、あらかじめ現在の土地所有者の承諾を得て、所定の「土地立入承諾書」を提出してください。

イ 応募の際に要する費用は、応募者の負担とし、提出された書類は、返却しません。

ウ 応募者が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を応募者が負うこととします。

エ 応募者から提出された事業計画書を総合的に評価した上で設置運営事業者の決定を行います。

すので、事業計画書の提出をもって、指定事業者として指定されることを保証するものではありません。

オ 暴力団排除に係る適否判定基準については、対象者の氏名、生年月日等の個人情報に基づき、広島県警察本部にその該当の有無を照会する必要があるため、所定の誓約書兼同意書（様式4）を提出する必要があります。

(2) 事業計画書の遵守について

事業計画書に記載された内容で評価に影響を与えるものは、原則として10年間は遵守して運営してください。

(3) 決定取消しについて

ア 設置運営事業者として決定された後においても、事業計画書について、虚偽の記載又は事実と相違する記載があったことが判明した場合や、事業所を整備する上で必要な許可等が取得できないなど令和6年度末（令和7年4月1日指定を含む）までに介護保険法に規定する指定を受けることが困難と見込まれる場合、又は設置運営主体の適否判定上「否」と判断される事態が判明した場合、決定を取り消すことがあります。

イ 設置運営事業者として決定された後の事業計画書の変更については、建物の実施設計に伴うものなど、本市がやむを得ないと認めた場合のみ、可能とします。ただし、開設予定地や、この募集に係る評価に影響を与える変更は、原則、認めません。

こうした事態が発生した場合は、決定を取り消すことがありますので、十分注意してください。

ウ 設置運営事業者の決定が取消しとなった場合、応募者が要した経費その他応募者が要した負担について、本市は一切負担しません。

(4) 決定取消し等に基づく応募停止期間について

設置運営事業者として決定されたにもかかわらず、決定を取り消された者又は正当な理由なく辞退した者は、決定を取り消された日又は辞退した日から起算して3年間、本市の地域密着型サービス事業者の募集に応募できません。

(5) 開設予定地について

ア 開設予定地及び事業所の建物が、借地又は借家の場合は、契約書又は賃貸借確約書を提出してください。

イ 開設予定地については、当該土地に事業所存続の支障となりうるような権利設定がない、又はその権利の抹消が確実であることを確認するため、土地の登記事項証明書を提出してください。

ウ 用地を新たに購入する場合又は用地を整地する必要がある場合は、当該費用についても確実な資金計画を立てることとし、拳証資料（預金残高証明書、融資見込証明書（事業計画書

提出日前1か月以内に金融機関が発行したもの。以下同じ。))を提出してください。

エ 定期借地権の設定による借地を認めます。ただし、借地権の存続期間が50年以上の一般定期借地権に限ります。

(6) 資金計画について

ア 建設に係る自己資金

(ア) 新設法人については、自己資金に係る確保状況を確認するため、預金残高証明書及び融資見込証明書を提出してください。

(イ) 既存法人については、直近3期分の決算書類を提出してください。なお、決算書類に記載されていない資産売却等により現金、普通預金又は当座預金等を確保した場合には、その拳証資料(預金残高証明書等)を添付してください。

イ 事業開始後の資金計画

事業開始後の資金計画における収入については、介護報酬や利用料収入等を適切に算出するとともに、支出については、人件費等について適切に算出してください。なお、前述の補助金の活用を検討している場合、当該補助金の交付は見込まずに資金計画を作成してください。

(7) 地元説明及び医師会等への情報提供について(共用型認知症対応型通所介護を除く。)

この事業の運営に当たっては、地域住民との連携及び協力が必要です。事業計画書提出前に地元説明会を行い、その結果及び状況について、所定の様式により提出してください。

説明の対象は、隣接地主及び整備予定地のある町内会(事業所の設置に伴い影響を受けると見込まれる周辺町内会も含む)とします。別紙2「評価(指導)基準」の「地元説明」に記載の注意事項により適切に説明を行ってください。

また、事業者として決定後は速やかに、決定後の地元説明会を行うことに加え、地元の医師会及び歯科医師会に情報提供を行い、その結果及び状況について、所定の様式により提出してください。

(8) 関係法令等の遵守について

ア 事業計画書は、関係法令等(都市計画法、建築基準法、老人福祉法、介護保険法、広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等)に適合する必要があります。

イ 都市計画法に基づく開発行為等の許可を要する場合がありますので、都市整備局宅地開発指導課(Tel082-504-2506)にお問い合わせください。

ウ 一定規模以上の建築物の新築等をする場合、「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、建築物環境計画書又は緑化計画書の提出が必要となる場合がありますので、都市整備局建築指導課(Tel082-504-2288)又は都市整備局緑政課(Tel082-504-2396)にお問い合わせください。

エ 本施設については、都市再生特別措置法に基づく広島市立地適正化計画における誘導施設に設定されているため、都市機能誘導区域外に開設する場合など、届出が必要となる場合がありますので、都市整備局都市計画課（Tel082-504-2267）にお問い合わせください。

オ 老人福祉法第5条の2第5項、第6項又は第7項に規定する事業を行う施設の新築等を行う場合、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、事前協議書の提出が必要となります。詳細については、開設予定地の区役所の建築課にお問い合わせください。

カ 既存の建築物を利用する場合には、当該建築物が、事業開始までに、いわゆる新耐震基準と同等の耐震性能を有することが必要です。当該建物が昭和56年5月以前に建築確認を受けた建物である場合は、耐震診断結果の概要書を提出してください。耐震診断の結果、耐震に係る工事が必要な場合は、工事費用を開設資金に積算してください。

また、耐震に係る工事が必要な既存の建築物を利用する事業計画で事業者の決定を受けた場合、指定申請時に耐震化に係る工事の概要書及び耐震診断結果の提出を求めます。

○ お問い合わせ先

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 事業者指定係

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL (082) 504-2721

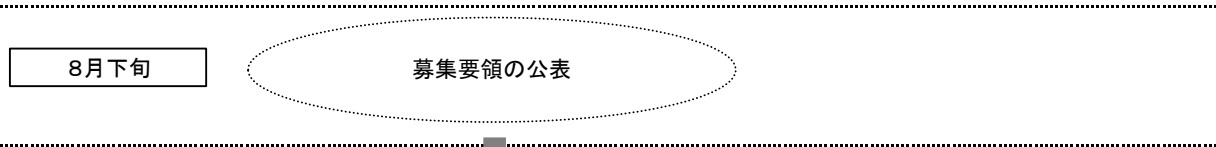
ファックス (082) 504-2136

電子メール kaigo@city.hiroshima.lg.jp

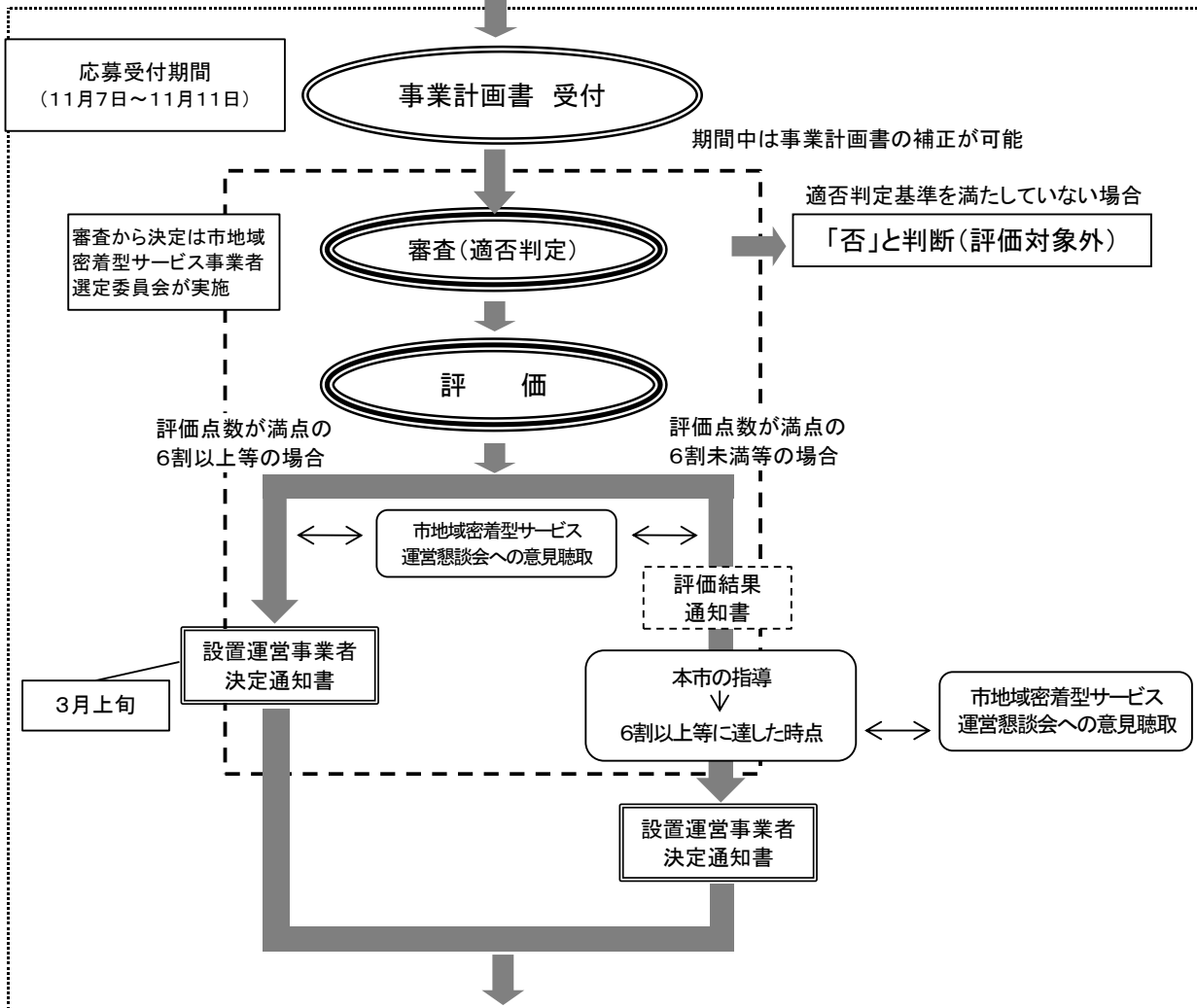
○ 本市ホームページ

ホーム > 分類でさがす > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者 > 広島市の介護保険 > 事業者向け情報 > 事業者募集【ページ番号：124563】

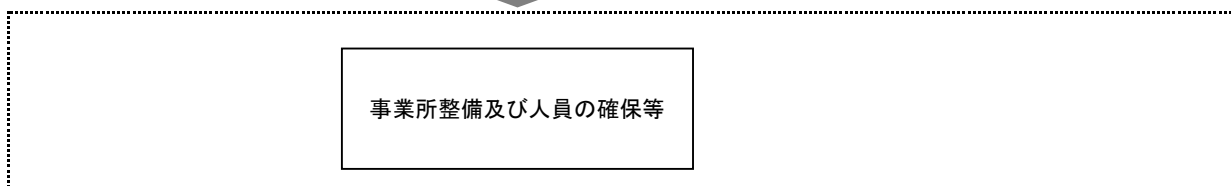
【準備】



【設置運営事業者の決定】



【事業所整備等】



【事業者指定】

